- ・官庁施設の防犯に関する基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 建築工事設計図書作成基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- 建築設備工事設計図書作成基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- ・日本建築学会等の諸基準(空気調和衛生工学会、電気設備学会等)
- ・公共建築工事標準仕様書建築工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ·公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事標準仕様書機械設備工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- · 建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- · 電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境 課監修)
- ・公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境 課監修)
- ・建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針
- 県有施設利活用基本指針
- ・公共建築物における滋賀県産木材の利用方針
- ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針
- ・滋賀県公共施設等マネジメント基本方針
- ・滋賀県県有施設長寿命化ガイドライン
- ・県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針
- 滋賀県建設工事共同企業体運用基準
- ・その他の関連基準・指針等

7 県との調整

県と選定事業者との間で、本事業全般についての協議を目的とする協議会を開催する。協議会は、 県と協議の上定期的に開催するほか、県および選定事業者双方の求め等必要に応じ臨時会を開催す る。

協議会の下に、施設整備業務の各業務の内容に応じて部会を設けるものとする。部会については、 本書の該当箇所を参照すること。

8 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

県は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・地震、風水害、新型コロナウイルス等の感染症の流行その他の災害等(以下、「災害等」という。)の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要となるときまたは業務内容が著しく

(3) 施設整備の概要

ア. 施設構成の概要

(ア) 建物規模

・本施設の延床面積は5,828㎡程度とする。

(イ) ゾーニング

- ・本施設の基本的な施設構成については、次のとおりとする。ここで、ゾーン、分類等が 棟構成を表すものではなく、相応しい棟区分のあり方については選定事業者の提案とす る。
- ・なお、降雨・積雪時にも施設利用者がゾーン間を容易に移動することができるようなレイアウトとすること。各諸室の詳細な配置条件は、「別紙5 必要諸室の要求水準」参照のこと。

ゾーン	分類	諸室	配置条件
管理・運営(本館棟)	職員専用1	・執務室 (1-1)	・玄関・展示交流ゾーンと近接
		・給湯室 (1-2)	・執務室(1-1)と近接
		・所長室兼応接室(1-3)	
		・コピー室 (1-4)	
		・事務用倉庫(1-11)	
		・職員更衣室(男女別) (1-12)	
	職員専用 2	・屋内機械室(1-13)	・精密計測室(1-17)と離隔 ・外部搬入用扉必要
	職員専用3	・図書・資料保管室 (3-1)	・配置制限なし ・分割配置可
玄関・展示交流	企業利用	・展示スペース	・執務室(1-1)と近接
(本館棟)		・玄関ホール	・オープンサロン (I-1-3) に
		・交流・精算室 (1-5)	容易に立ち寄ることができ
		・技術相談室(1-6)・来庁者用更衣スペース・ロ	ること
		・ 米川 有用更な <u> </u>	
セミナー・	企業利用	・会議室 (3-11)	・隣接のこと
ミーティング (本館棟)		・研修室(3-12)	・階段もしくはエレベーター に近接のこと
評価分析・観察 (本館棟)	設備開放 1	・X 線装置・ICT 研究室 (1-7)	・外部搬入用扉必要
	設備開放 2	・プラスチック性能評価室 1 (1-8)	· 外部搬入用扉必要
	設備開放3	・精密計測室(1-17)	・室外機、加湿機等の空調設
			備を納める機械室が必要
	30.75 BB 17		・屋内機械室(1-13)と離隔
	設備開放 4	・恒温恒湿室 A・B (1-16)	・室外機、加湿機等の空調設 備を納める機械室が必要
	設備開放 5	・硬さ試験室 (2-1)	・金属分析室 1 (2-6) と金属
		・金属分析室1 (2-6)	分析前処理室(2-11)は隣
		・試料観察室 (2-8)	接のこと

ゾーン	分類	諸室	配置条件
		・金属組織・腐食試験室	・試料観察室 (2-8) は、でき
		(2-9)	るだけ鉄道や幹線道路から
		・金属分析前処理室(2-11)	距離をとること
		・化学分析室 1 (2-4)	・試料観察室 (2-8) とは、同
			一フロア内、あるいは階
			段・エレベーターを用いる
			ことで容易に往来可能な程
			度に近接のこと
	設備開放 6	・化学プロセス評価室(3-3)	・稼働壁による一体的な運用
		・機能材料開発室(3-4)	を考慮すること
		・化学実験室 2 (3-5)	
	設備開放 7	・繊維観察室 (3-6)	・北向き採光必要
	設備開放 8	・化学分析室 2 (3-9) ・化学実験室 1 (3-10)	・近接のこと
	設備開放 9	・工作室(1-9)	・配置制限なし
		・プラスチック性能評価室 2	
		(2-5)	
		・金属分析室 2 (2-10)	
		・シミュレーション支援室	
		(3-2)	
		・プラスチック性能評価室3	
		(3-7)	
	職員専用	• 倉庫(1-10)	・配置制限なし
		• 試料保管庫 (2-2)	・分割配置可
 試作・試験(工場棟)	繊維・デザイン	・機器保管庫(2-7) ・繊維試作室(A-1-1)	・繊維試作室(A-1-1)に外部
四十十 四次 (上 物 1 木)	(工場棟A)	・繊維試織室 (A-2-1)	搬入扉必要
		・デザイン室 (A-2-2)	JNX / NAF 纪·女
		・倉庫 (A-2-3)	・配置制限なし
	材料強度試験・	・材料強度試験室 (B-1)	・配置制限なし
	精密加工・	• 精密加工室 (B-2)	• B-1、B-2 に外部搬入扉必要
	環境試験・	・環境試験室 (B-3)	
	樹脂成形・	・その他試作室 (B-5-1)	・同一部屋内に配置のこと
	その他試作	・工作室(B-5-2)	• 外部搬入扉必要
	(工場棟B)	・電気炉室 (B-5-3)	
		・鋳造室 (B-5-4)	
		・樹脂保管庫 (B-4)	・近接のこと
		・樹脂成形室 (B-6)	・樹脂成形室 (B-6) に外部搬 入扉必要
	バルブ実流試験	・バルブ実流試験室 (C-1)	・別添バルブ実流試験機仕様
井田紅龙、明水	(工場棟C) 情報交流 1	・オープンサロン(I-1-3)	を参照のこと ・近接のこと
共同研究・開発 (イノベーション		- オーノンサロン (1-1-3) - 倉庫	- ・近接のこと - 玄関・展示交流ゾーンから
創出支援棟)		一日甲	・
后1141人1次1不)			ること
	情報交流 2	・サテライト室 (I-2-2)	・配置制限なし
	試作開発 1	・オープンラボ 1 (I-1-4)	· 外部搬入用扉必要
		・オープンラボ 2 (I-1-5)	・入居企業による利用想定
	試作開発 2	・オープンラボ 3(I-3- <mark>3</mark> 4)	・オフィスと近接のこと
		・オープンラボ 4(I-3- <mark>4</mark> 5)	・入居企業による利用想定
	オフィス	・オフィス 1 (I-3-2)	・試作開発2と近接のこと
		<u>・オフィス 2 (I−3−3)</u>	

ゾーン	分類	諸室	配置条件
		・給湯室(I-3- <mark>5</mark> 6)	・入居 <mark>組合等</mark> 企業による利用
		・収納ロッカー(I-3- <mark>6</mark> 7)	想定
外構		来客用駐車場、公用車駐車	
		場、職員駐車場、正門、柵等	

※ゾーンの()内は、基本計画における棟を表している。

※分類は、原則として近接していることが望ましい室群を表す。

ただし、配置制限がない諸室については、これに依らず配置可能とする。

2 施設計画に関する要求水準

(1) 計画全般

選定事業者は、計画全般について、以下の内容に従うこと。

ア. 社会性に関する基本的要件

(ア) 地域性

- ・県内企業の参画を可能な限り図るなど、県内経済の活性化に資すること。
- ・県内産品を可能な限り使用すること。

(イ) 景観

- 周辺地域の景観と調和するよう、外観・色彩等に配慮する。
- ・公的施設として「米原市景観計画」の実現に十分配慮した計画とすること。

イ. 環境保全性に関する基本的要件

(7) 屋内環境全般

・次の(イ)から(カ)に示す環境保全に関する項目について十分配慮した計画とすること。

(4) 環境負荷低減性

- ・エネルギー起源のCO₂排出量を削減するため、建築物の外皮の断熱化、省エネルギー設備 の導入や自然エネルギーの利用等に取り組むこと。
- ・本施設、および諸室の計画、建築材料・設備機器(センター保有機器除く、以下同じ) の選定の際は、経済性、効率性、耐久性等に配慮し、初期費用から運用および維持管理 費用までのLCC(ライフサイクルコスト)の低減を最大限に図ること。
- ・管理・運営、および評価分析・観察ゾーン(基本計画に記載の本館棟)については、 BELS認証を受けてZEB Ready以上を取得すること。(なお、一部の諸室については、標準 的な使用条件を定めることが困難であり、一次エネルギー消費量の算出対象には含まれ ない室、および設備が想定される。)また、利用者の作業環境等の快適性についても十 分考慮すること。
- ・その他のゾーンについては、建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)に則り外皮性能の向上及び各設備の省エネルギー化を図ること。また、利用者の作業環境等の快適性についても十分考慮すること。

- (イ) 来庁者(利用企業、一般来庁者含む、以下同じ)に対する安全性
 - ・全ての来庁者が安全に施設を利用できるように、十分な安全性能を確保すること。
 - ・滑りやすい部分は、ノンスリップ性能の向上等により転倒防止について十分配慮すること。
 - ・屋外の通路等において、積雪や路面凍結等に対して、歩行者等および自動車の通行に当たっての安全の確保を図るものとすること。また、融雪・凍結防止対策に配慮し、除雪が容易な計画や仕様、融雪設備等の導入、除去した雪の集積場所等の確保により、施設利用者の安全と利便に配慮すること。
 - ・歩行者等または自動車、隣地、損傷のおそれのある工作物等に、氷雪が落下しないように 屋根形状等について十分な対策を講じること。施設形状(特に屋根面等)は、過度な雪溜 まり等が発生しない形状とすること。雪止め等を設置する場合においても氷雪重量の一部 集中を避け、平準・分散化が図られるようにすること。
 - ・火災時の避難安全について、消防法等関係法令を遵守して避難器具等を適切に設置するのはもちろんのこと、特に施設を多層化する場合は、安全な避難を考慮した施設計画・避難器具設置を提案すること。ただし、維持管理が容易となるよう十分考慮すること。

オ. 機能性に関する基本的要件

(ア) 利便性

- ・視認性に優れたサインを各棟のエントランスホール、エレベータホール、階段室、他の 棟との連結部分等に、施設利用者の利便性を考慮して適切に配置すること。
- ・サイン計画の詳細については、選定事業者の選定後に協議を行うものとする。

(イ) ユニバーサルデザイン

- ・障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが特段の不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく計画とすること。
- 「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」について留意すること。

(ウ) 音環境

- ・ 遮音、吸音に配慮し、周辺環境に与える騒音の抑制および室内音環境の向上に努めること。
- ・なお、一部の個室等については遮音吸音についてより重要度が高いため、配置・遮音性 能等同一建物内の他の居室への影響も十分踏まえた計画とすること。

(詳細は別紙5「必要諸室の要求水準」による)

(エ) 光環境

- ・積極的に自然光を利用し、省エネルギーに努めるとともに、開放感のある計画とすること。 と。ただし、西日など、直射日光への対策に配慮すること。
- ・<mark>セミナー・ミーティングゾーンは照度が調整できるように</mark>フロア・主たる部屋の照度を

調整できる設計とすること。

・一部の部屋については、業務の遂行上「北窓」が条件となるため、諸室の配置も含めて 十分考慮した計画とすること。

(オ) 熱環境

- ・気温・気候等の屋外条件の変化や、利用人数・使用時間の違いに対応できる空調システムとすること。
- ・照明等の設備機器は、発生する熱負荷が低減されるものを採用すること。また、機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調・換気により、できる限り発生源の近傍で処理することで、周囲に与える影響を軽減すること。
- ・室温の調整および断熱性の確保等により室内に発生する表面結露および内部結露を抑制すること。
- ・特に一部の部屋においては「恒温恒湿」を求めており、条件を満たし室内環境を実現する設備仕様とすること。

(カ) 空気環境

- ・施設利用者の快適な利用やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、 空気清浄度を満たす換気システムとすること。なお、自然換気との併用については、環 境負荷に配慮した上で選定事業者の提案によるものとする。
- ・また、新型コロナウイルス感染症や風邪、インフルエンザ等の施設内伝染を抑えるため、 換気エリア区分に配慮した適切な換気計画とすること。
- ・空調および換気設備によるガラリ等の音鳴りに配慮すること。
- ・一部の部屋においては、センター保有の各機器からの排気を室内に放出することなく屋外 へ排出できることが必要となるため、ダクト・フード等必要な設備を設け、外壁面等の スリーブ開口等の接続工事を行うこと。
- ・又、本工事で設置するドラフトチャンバーにおいても、同様に排気設備を設けること。
- ・計画地東側には住宅地があることもあり、各機器等から排出される排気等については該当 する基準に合致するだけでなく、周辺環境にも配慮した配置・処置とすること。

(キ) 衛生環境

- ・給水・給湯設備、排水設備、空調設備、衛生器具設備等について、施設の機能等を十分 に理解し諸室に必要な環境に応じた適切な計画とすること。
- ・不特定多数の利用者の手に触れる箇所には、抗菌素材を利用するとともに、非接触タッチセンサー式スイッチ・自動ドア等を採用するなど、新型コロナウイルス感染症への対策を検討すること。
- ・配管等の接続で特に配慮が必要な機器については十分な検討を行った上で、県と協議の 上設置すること。

(詳細は別紙5「必要諸室の要求水準」による)

(ウ) 保守の作業性

- ・清掃および点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配 管スペース等の確保に配慮した計画とすること。
- ・内外装や設備機器については、清掃、点検・保守および交換等が容易で効率的に行える ように配慮した計画とすること。
- ・事業期間終了後の大規模修繕等の作業性にも配慮した計画とすること。
- ・設備機器等は、交換時の適合性、更新時の作業性に留意したものとすること。

(2) 建築計画

選定事業者は、建築計画について、以下の内容に従うこと。

ア. 全体計画

- ・周辺地域や立地環境に配慮し、敷地の要件を踏まえた施設配置およびアプローチ動線計画とすること。
- ・また、将来の建替えや増改築等を考慮し、空地を有効に配置した計画とすること。
- ・敷地内は全面禁煙とし、喫煙専用室も設置しない計画とすること。

(ア) 建物

- ・計画建物には、各ゾーンに建物を分けること、統合することに対する制限を設けない。 別紙5「必要諸室の要求水準」に示す条件を満たすのであれば、各ゾーンの統合、積層、 各室の配置の変更等には制限は無いものとする。但し、各ゾーンに属する諸室は同一建 物内に配置することを原則とする。
- ・各室の面積は別紙5に示す面積のマイナス10-5%を下限値とし、それを下回らないものとする。又、別紙7「主要諸室参考図」は各室の最小レイアウトを想定したものであり、この条件を満たす範囲での各部屋の縦横比の変更、規模の拡大等については問題ないものとし、施設全体の総面積は、プラスマイナス5%以内とする。又、機器のレイアウトについてはあくまで参考で、レイアウト図の規模が確保されていればレイアウトは可能と考えており、最終的な機器のレイアウトについては協議によるものとする。
- ・鉄道および国道の利用者から夜間でも施設名が認識出来るよう、適切な場所・方法で銘板 や看板等を設置すること。

又、各建物の出入口には館銘板を設置すること。

(1) 設備

- ・施設内の照明、配管、配線および機械設備などの設計や選定および配置にあたっては、 省エネルギー、施設の長寿命化、維持管理およびメンテナンス性を考慮すること。
- ・ゾーンで使用する汎用ガス(圧縮空気、窒素、アルゴン)については集中配管を講じ、 原則全実験室にそれぞれの取出し口を設けること。各室のバルブ位置は別紙7「主要諸 室参考図」による。また、各階には元バルブを設けること。

- ・空調機や環境試験機の屋外機の能力および設置場所については、冬季に氷点下になる恐れがあるため能力選定に注意し、配管の凍結や設置場所は風雪の影響を考慮すること。
- ・局所排気装置などを適切に設置し、作業空間の安全性を確保すること。
- ・多様な施設利用者に配慮し、エレベーターやバリアフリートイレ、スロープを設けること。
- ・又、エレベーターにより耐候性試験エリアが設置される屋上まで移動できるようにする こと。
- ・冷暖房等を完備するとともに、衛生的な環境を保つための換気設備等を備えること。
- ・空調は原則部屋ごとの個別空調とする。
- ・抗菌、防臭等清潔な空間を保つために必要な機能を備えていること。
- ・原則全ての部屋に有線LANを配線すること。
- ・各廊下およびトイレの照明は人感センサー式とすること。
- ・諸室の照明等のスイッチは、ドアの配置を考慮し入室時の動線を妨げず、操作できる位置に配置すること。

(ウ) 動線

- ・来庁者が、入館時の執務室での受付から退館時の精算まで利用しやすい動線計画とすること。
- ・玄関・展示交流ゾーンのエントランスには車寄せを設けること。庇の高さは、各所に設ける外部搬入用扉等を含め、搬入用トラックの利用を考慮して計画すること。

(エ) 使用材料

- ・建物の部材には断熱素材の活用を考慮すること。
- 情報漏洩を防止するため、屋内の壁面については廊下や隣室に漏れないよう遮音性を考慮すること。
- ・使用する材料は、ホルムアルデヒドなどのシックハウス症候群の原因となりうる揮発性 有機化合物を含んだものを極力避けること。改修時、解体時における環境汚染にも配慮 すること。
- ・屋内の床材は、機器類の搬入等を考慮した耐荷重性・耐摩耗性、検査関係の業務に配慮 した耐薬品性などの機能を有した材料を選定すること。
- ・県内産品を可能な限り活用すること。
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」および「公共建築物における滋賀 県産木材の利用方針」に基づき、県産木材により可能な限り木質化を行うこと。
- ・40 m³程度以上はCLTを用いること。なお当該施設の利用特性上、木材、およびCLTの使用ができない場所があるため、別紙5「必要諸室の要求水準書」を参照のうえ、使用すること。
- ・上下水道等のバルブについては県内製造品の活用を配慮すること。銅合金部品を使用したバルブや水道メーターを用いる場合は、鉛フリー銅合金 JIS CAC411「ビワライト」又はこれと同等品の活用を検討すること。

(オ) 敷地出入口

- ・敷地の出入口を建物の配置、動線を考慮し2箇所以上設けること。設置数は提案による ものとし、数は制限しない。
- ・全ての出入口には門扉等を設置し施錠可能とすること。又、敷地内車両動線も含めて必要に応じてカーブミラー等を設置し、安全な通行に配慮した計画とすること。
- ・出入口の一つを正門とし、正門には、施設名を適切な位置に明記した銘板を設けること。
- ・正門は、4トントラックの進入が容易な程度に幅を設けるとともに、車両の出入時に視 界の安全を確保できるように配慮すること。

(力) 柵

・敷地の外周部全周には、フェンス(柵)施すこと。なお、敷地との境界(セキュリティラインを示すことが目的であるため、周囲の景観や車両の出入りにおける視界の妨げにならないよう配慮すること。

イ. 意匠計画

- ・周辺からの見え方や景観に配慮した外観および素材、色調等のデザインとすること。
- ・建物形態や外部仕上げ等については、開業後の維持管理業務についても十分配慮し、保 全・清掃が容易となる施設とすること。
- ・また、外壁面等は十分な断熱性を確保し、結露防止、空調負荷低減に配慮すること。
- ・各室の窓には適宜カーテン、ブラインド等を設置すること。
- ・当該施設の利用特性上使用できない場所を除き、CLTを、壁材等をはじめとする意匠材と して使用する提案を妨げない。なお、意匠材としてのCLTは、前述の「使用量(40m³)」 に含むものとする。
- ・米原市景観計画に適合する意匠計画とすること。

ウ. 諸室の配置等計画

- ・ 主な諸室の配置等の詳細な考え方は、別紙5「必要諸室の要求水準」を参照すること。
- ・諸室の配置にあたっては、不必要な廊下、スペース等の面積削減や階段下スペースの有効 活用を検討するなど、事業者の創意工夫により最大限効率的な配置となるよう計画すること。
- ・記載のある什器・備品の設置に支障がないように計画すること。
- ・その他、諸室の機能に応じて鏡や金物等の付属物についても適切に計画すること。
- ・廊下は有効幅1,800mm (試作・試験ゾーン内に廊下を設ける場合は同2,000mm) を確保するなど、大型機器や資材の搬入、来庁者のスムーズな対向を可能とすること。また、壁には研究・機器紹介パネルなどが設置出来るような工夫やスペースを設けること。

・オープンサロンは、川下企業者やバイヤーに対する研究成果や地場産品等の展示、プレゼンテーション、マッチングなどを行い、人が立ち寄り、展示物等を目にすることで、情報発信や新商品・新製品への展開に繋げるなど、研究成果の具現化や地場産品の振興に寄与する取り組みが可能な展示・交流スペースとして利用する。そのため、当室に備えるべき機能、設備、仕様については各事業者からの自由提案を期待する。当方で想定するサロンの使用条件を以下に記載するので、これらが実現できる提案を行うこと。

<常設として>

企業の技術製品紹介パネルの展示、施設利用者の休憩室兼デスクワークスペース、動 画撮影ができる簡易スタジオなど、人が立ち寄り、展示物等を目にしてもらう場所 <イベントとして>

セミナーや製品、技術の企画展の開催、川下事業者やバイヤーと企業の商談スペース

- ・オープンサロンは、可能な限り来庁者の目に触れる場所として、また、休憩室も兼ねることから、管理・運営ゾーンの玄関ホール、精算・交流室から近い場所、すなわち、立ち寄ることが容易にできる場所に設置されることが望ましい。
- ・なお、本ゾーンでは、オープンサロン、サテライト室のみに管理・運営ゾーンと同じネットワーク回線を付設し、有線LANの接続口を設けること。
- ・オフィスには、オープンラボ利用企業や地場産組合等などが入居し、開発技術の事業化 や地域地場産業等の育成支援を行う。
- ・多層構造となった場合、搬入用の掃出窓を設けるなど、大型機器の搬入出に留意した設計に配慮すること。また掃出窓を設置した場合には、外側に転落防止用のテラスを設けるなど安全に配慮した設計にすること。

(3) 構造計画

選定事業者は、構造計画について、以下の内容に従うこと。

ア. 耐震安全性

- ・構造設計に当たっては、「建築基準法」によるほか、「官庁施設の基本的性能基準および同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、次の耐震安全性を確保すること。
- 構造体安全性の分類: Ⅱ類
- ・建築非構造部材耐震安全性能の分類:A類
- ・建築設備の耐震クラス: 乙甲類
- ・耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、積雪荷重、その他の 荷重に対して、構造耐力上、十分に安全な計画とすること。
 - 尚、上記条件を満たすのであればCLT等の木質系の材料を用いた工法を採用することも可能とする。又、その採用部分が来庁者の目に触れない隠蔽部分であっても前述の「木質化」を実施したものとみなすものとする。
- ・什器・備品の設置においても耐震性を考慮し、床および壁固定の必要性を十分に検討の 上で安全性を確保すること。

- ・LAN配管が必要な場所においては、幹線敷設用ケーブルラックを敷設するとともに、各諸 室に有線LANの接続口を設けること。
- ・各フロアにPD盤等を必要な大きさ、スペースで設置すること。
- ・執務室およびシミュレーション支援室 (サーバー室含む) は、二重床とし配線の敷設変 更が容易な構造とすること。

g 時刻表示設備

・視認しやすい時計を主たる部屋に設置し、適切に稼働させること。

h 拡声設備

- ・「消防法」に定める非常放送設備と一般放送設備機能を有すること。
- チャイム設備を備えること。
- ・内線電話から全館放送設備に接続するようにすること。
- ・各部屋単位に壁付音量調整器を設けること。

i 警報設備

以下の場所に警報用押しボタンを設置すること。表示器を執務室に設置すること。

- ・各ゾーンのバリアフリートイレおよび緊急用シャワー設置場所
- ・試作・試験<mark>ゾーン</mark>エリアの出入口

j テレビ共同受信設備

・執務室に事業用地内にて受信可能な商業放送および映像表示設備を整備すること。

k 防犯管理設備

- ・玄関等、建築される棟ごとの主たる出入口に適宜監視カメラを設置すること。
- ・執務室でモニター監視および記録を行うことが可能とすること。
- ・窓などの開口部を含めた施設全体について、適宜防犯設備を設けること。
- ・主たる部屋には、カード式あるいはテンキー式電気錠等を設置し、防犯性を確保すること。
- ・薬品庫は別途施錠でき、保有薬品を適切に管理できるようにすること。
- ・共同研究・開発ゾーンはその他のゾーンとは利用時間が異なるため、防犯管理、扉の施 錠等独立した運営が可能となる措置を講じること。各ゾーン内の各諸室は借主である 個々の事業者が管理できるようにすること。

1 自動火災報知設備

・関係法令等に基づき設置し、執務室に主受信機を設置すること。

m 構内配電線路·通信線路設備

- ・更新性、メンテナンスを考慮した計画とすること。
- ・地球環境および周辺環境に配慮した計画とすること。
- ・雨水等の再利用を可能な限り計画すること。

(イ) 設備項目ごとの事項

- a 給水設備
 - ・給水方式は、選定事業者の提案によるものとする。
 - ・外部水栓等についても凍害対策に配慮した計画とすること。

b 排水設備

- ・給水負荷変動に配慮した計画とすること。
- ・各室からの排水については、<mark>屋外への雨水排水系統への接続を求める箇所(別紙7参照)を除き、原則</mark>必要に応じて排水処理を行った上で公共下水道へ接続すること。
- c ガス (プロパンガスまたは都市ガス) 設備
 - ・必要に応じて設置すること。
 - ・ガス設備を設置する場合は供給方式等を含めて提案すること。

d 衛生器具設備

- ・清掃等維持管理に考慮して選定すること。
- ・原則として洋式便器とすること。
- ・トイレの小便器は自動洗浄とし、洗面器は自動水栓とすること。
- ・評価分析・観察ゾーンに設けるシャワー室は薬品をかぶった等の際に洗い流す物であり、 緊急時に必要諸室からスムーズに利用できる配置とし、「ANSI Z358.1」の基準に合致し た仕様とすること。

e 給湯設備

- ・必要諸室には電気温水器またはガス給湯器にて給湯すること。
- 各所のトイレの手洗いにも給湯設備を設けること。
- ・施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採 用すること。
- ・各機器は保守点検の容易さに優れた機器および器具を採用すること。

f 消防設備

・消防関係法令に準拠した適切な消防設備を設置すること。

g エレベーター設備

・エレベーターを設置する場合は、ランニングコストおよび施設利用者の利便性を十分勘

案し、必要な台数も含めた提案をすること。

<エレベーターを設置する場合の要求事項>

- 施設利用者の動線に配慮した配置計画とすること。
- 一執務室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置すること。
- エレベーターのかごは、車いす、視覚障害対応型とすることとし、停電時自動着床、 火災管制運転、地震時管制運転の可能な制御方法とすること。
- ーエレベーターは機器の搬出入にも利用するため、かご内寸法は $2m \times 2m$ 程度、積載荷重は2,000kg程度、扉の有効幅は1,400mm以上とする。

(5) 外構計画

選定事業者は、外構計画について、以下の内容に従うこと。

ア. 基本事項

- ・外構計画の作成に当たっては、車両動線や駐車場等を計画するとともに、美観および耐 久性、維持管理(メンテナンス性)等、環境への配慮も行うこと。
- ・又、米原市緑の基本計画において「米原西部緑化重点地区」内の「米原駅東部土地区画整理事業用地内の緑化推進」対象地区に該当するため、周辺環境を考慮し維持管理にも配慮した緑地計画を行うこと。計画を進める上では担当部署と十分な協議を行った上で計画を進めること。

イ.アプローチ、乗入口

- ・来庁者は、始業直後、正午前後、終業直前に集中することが想定されるため、車両の出入りは基本的に交通量の少ない敷地南側の側道もしくは敷地西側(鉄道敷地側)の側道から行うことが望ましいと考えている。なお、こうした事情を考慮の上、十分な安全性、交通への支障を生じないのであれば、国道8号線からの車両の出入り、およびその配置計画を妨げるものでは無い。車両の出入りは、敷地南側の側道もしくは敷地西側(鉄道敷地側)の側道から行うものとし、東側の国道8号線からの車両の直接の出入りは無いものとする。ただし、将来的に国道8号線からの車両の出入りが可能となったことを想定した配置計画とする。
- ・計画地南側及び西側の道路からの乗入口は、必要位置・切下げ幅等について配置計画に沿って設けること。
- ・又、歩道切下げ等の協議、改修工事費等については事業者負担とする。
- ・国道側の乗入については現段階では不可となっているが、乗入を実現するための今後の県 と国道管理者等との協議に協力すること。

ウ. 駐車場・駐輪場

- ・施設利用者の安全に配慮した外灯等設備を適宜設けること。
- ・駐車場、駐輪場は、施設との位置関係、動線に配慮した計画とすること。
- ・普通乗用車を60台程度(来庁者用45台、職員用15台)、4トントラックを1台程度駐車で

きる駐車場を設けること。尚、利用頻度に配慮したうえで来庁者用駐車場の一部をトラックヤードと兼用することは可能とする。駐車場の舗装材には透水性アスファルト等環境に配慮した素材を用いるほか、降雪時に来庁者が困ることの無いような設備・設計とすること。

- ・駐輪場は自転車が10台程度駐輪可能なものとすること。
- ・<u>降雪・降雨等の悪天候下でも利用することを想定し、適切な場所に</u>公用車用の駐車スペース (3台)を設けること。
- ・大型、長尺、幅広な試験品の搬入のため、各棟周辺に大型車の通路を確保すること。

エ. その他

- ・棟を分けた計画とする場合は、各棟の間には屋根付きの渡り廊下を設けるなど、施設利用者に配慮した設計とすること。渡り廊下と車用の通路と交わる部分は、車幅2.5m、車高3.8mの車両が安全に通過できるよう、渡り廊下の構造についても配慮すること。
- ・植栽については、周辺環境との調和、維持管理のしやすさ等に配慮した計画とすること。
- ・庁舎の2面以上の外壁に滋賀県東北部工業技術センターの名称を示す看板を設置すること。併せて外部から目の付きやすい場所に垂幕や看板を設置可能なスペースを設けるなど、センターあるいは県内産業のPRに資する工夫を施すこと。
- ・玄関ホール前あるいは近辺に国旗等を掲揚できるポールを3本設置すること。
- ・郵便受けを適切な場所に設置すること。
- ・鍵付きゴミ収集庫(2坪程度、積雪型、アンカープレート打設)を2台設置すること。

(6) 施工計画

選定事業者は、施工計画について、以下の内容に従うこと。

ア. 工事用動線

・敷地周辺の状況を踏まえ、周辺住民等の安全・安心を確保した計画とすること。

イ. 現場事務所等

・現場事務所には監理事務所・会議室を設置し、定期的に県と協議を行いながら工事を進めること。

ウ. 工事用借地

・工事期間中に計画地北側の敷地を資材置き場等として利用したい場合は、事業者が主体 となり土地所有者(現在は滋賀県土地開発公社)と協議すること。

なお、当該敷地では、別途利活用計画の検討が行われているため、資材置き場等としての利用が約束されるものではない。

3 施設整備業務

(1) 基本事項

ア. 選定事業者の役割

選定事業者は、本書および事業提案書に基づく施設の完成を実現できる体制を整えるとと もに、設計企業、建設企業および工事監理企業等の役割分担や、業務間での必要な調整を行 い、各企業の能力が十分に発揮できるよう、適切な管理を実施すること。

イ. 要求水準の確認

選定事業者は、施設整備の各業務の内容が、本書および事業提案書に適合しているかの確認を行う。具体的には、以下に示す方法によるものとし、県は、選定事業者から提出された計画書および報告書の内容を確認し、必要に応じて是正等を行うこと。

(7) 要求水準確認計画書

要求水準の項目および内容に応じて、確認の時期(基本設計段階、実施設計段階および施工段階等)、確認を行う者(設計企業、建設企業および工事監理企業等)、確認の方法等を記載した要求水準確認計画書を作成し、基本設計の着手時に県に提出すること。

(イ) 要求水準確認報告書

要求水準確認計画書に沿って、設計および施工における要求水準等への適合に関する 各業務の実施状況を反映させた要求水準確認報告書を、基本設計および実施設計の各終 了時ならびに施工段階の主要な部位の施工後、建設工事完了時、<u>毎年度末(出来形の確</u> 認)に県に提出すること。

ウ. コスト管理計画書の作成

選定事業者は、基本設計の着手前、基本設計完了時、建設工事着手前(実施設計完了時)ならびに建設工事途中ならびに建設工事完了時の各段階において、業務の進捗に応じたコスト管理計画書を作成し、県に提出すること。各段階のコスト管理計画書は、業務の進捗に応じた構成、内容とし、詳細は事前に県と協議の上作成するものとするが、建設工事着手前(実施設計完了時)のコスト管理計画書は、内訳明細書に基づくものとし、選定事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行うこと。

また、業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を、該当部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に県に提出し、変動部分の扱いや対応について協議を行うものとすること。

(2) 事前調査業務

ア. 業務内容

選定事業者は、要求水準に従って、次の事前調査およびその関連業務を行うこと。

- ・施設整備に必要な一切の建築準備調査(地盤調査、建築に必要な測量、電波障害事前調査等)
- ・施設整備に必要な官公庁許認可手続

イ.業務期間

・設計着手前に必要に応じて現地確認等の事前調査を行った上で、詳細工程表を含む設計 計画書を作成し、県に提出して確認を得ること。

(ウ) 進捗管理

・進捗管理は、選定事業者の責任において行い、定期的に県に報告すること。

(エ) 県との調整

・設計業務の業務期間中、県と選定事業者との間で本施設の設計および建設の全般について の協議を目的とする「施設整備部会」を開催すること。「施設整備部会」は、県と協議の 上定期的に定例会を開催するほか、県および選定事業者双方の求め等、必要に応じ臨時会 を開催すること。

(オ) 設計変更

・県は、必要があると認める場合は、選定事業者の提案を逸脱しない範囲において、選定 事業者に対して、本施設の設計変更を要求することができるものとする。その場合、当 該変更により、選定事業者に追加的な費用(設計費用、直接工事費等)が生じたときは、 県が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払額 を減額するものとする。

(カ) 県による確認・承諾

- ・県は、設計および関連業務の状況・内容について、随時選定事業者に説明または書類の 提出等を求め、確認できることとする。
- ・県が、国・市などの関係機関に対して報告等が必要となる場合には協力すること。
- ・基本設計完了時には基本設計終了時の提出書類を県に提出し県の承諾を受けること。また、実施設計完了時には実施設計終了時の提出書類を県に提出し県の承諾を受けること。

エ. 基本設計および実施設計終了時の提出書類

選定事業者は、基本設計および実施設計終了時には、次の書類を提出すること。その他必要な事項等については、県との協議によるものとする。提出図書は、原図およびCADデータ (オリジナルCADデータ形式、JWW形式およびDXF形式 (もしくはSXF形式) および変換SFCデータ)、PDFデータおよびJWWデータを提出すること。提出時の体裁、部数等については、別途、県の指示によること。

- (7) 基本設計終了時
- a 基本設計図(A3版)
 - (a) 共通図
 - · 表紙 · 基本計画説明図
 - ・事業用地案内図・配置図・面積表

- (b) 建築(意匠)設計図
 - ・建築計画概要書・仕様概要表・配置図・平面図(各階)・立面図(各面)
 - ・断面図・矩形図(主要部)・仕上表・各室面積表・求積表および面積表
 - ・屋外整備計画図(外構・植栽等の計画図)・防火区画図・日影図
 - ・構造計画概要書(基本構造計画案を含む。)
- (c) 電気設備設計図
 - ・電気設備計画概要書・照明、音響設備計画概要書(照度分布図・音圧分布図を含む。)
 - · 配置図 · 各設備系統図
 - ・各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)
 - 各室必要設備諸元表
- (d) 機械設備設計図
 - ・機械設備計画概要書・空気調和設備計画概要書・給排水衛生ガス設備計画概要書
 - · 配置図 · 各設備系統図
 - ・各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)
 - 各階必要設備諸元表
- (e) 昇降機設備設計図
 - 昇降機設備計画概要書
 - · 配置図 · 各設備系統図
 - ・各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)
- (f) 説明資料
 - 基本設計説明書
 - ・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書
 - ・電気・機械設備計画書・ユニバーサルデザイン検討書・採用設備計画比較検討書
 - ・近隣対策検討書(電波障害机上調査書等)・施工計画書(建設計画、工程計画)

b 工事費概算書

- (a) 建築 (意匠)
- (b) 建築 (構造)
- (c) 建築(外構)
- (d) 電気設備
- (e) 機械設備
- (f) 昇降機設備
- c 鳥瞰図・透視図
 - (a) 鳥瞰
 - (b) 外観内観景観シミュレーション
- d 備品リストおよびカタログ
- e 事前調査資料
- f その他必要図書

・BEI値計算結果BELS(ZEB Ready以上)申請関連資料

- (4) 実施設計終了時
- a 実施設計説明書(A3版)
- b 実施設計図(A1版)
 - (a) 共通図
 - ·表紙 · 図書目録 · 特記仕様書
 - ・事業用地案内図・配置図・面積表および求積図・工事区分表・仮設計画図
 - · 平均地盤算定図 · 高低測量図等
 - (b) 建築(意匠)設計図
 - ・仕様書・仕様概要表・仕上表・平面図(各階)・立面図(各面)・断面図
 - ・矩形図・平面詳細図・断面詳細図・各部詳細図・展開図・屋根伏図
 - ・天井伏図・建具表・工作物等詳細図
 - (c) 建築(構造)設計図
 - 構造標準詳細図・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図
 - ・断面リスト・基礎配筋図・各階配筋図・鉄骨詳細図・構造伏図
 - · 構造軸組図 · 構造各部断面図 · 構造各部詳細図
 - (d) 屋外整備計画図
 - 外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・植栽図
 - (e) 防火区画図
 - (f) 色彩計画図
 - (g) 電気設備設計図 (屋外も含む。)
 - ・受変電、発電設備図(機器仕様・結線図、機器配置図、系統図)
 - 電灯設備図(平面図、系統図、分電盤図、照明器具図)
 - ·動力設備図(平面図、系統図、制御盤図)
 - 情報通信設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図、端子盤図)
 - 防災、防犯設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
 - ・テレビ共聴設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
 - 避雷針配線及取付図
 - ・照明、音響設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
 - ・中央監視設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
 - 電波障害対策図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)
 - (h) 機械設備設計図
 - ・給排水衛生ガス設備図 [給排水、給湯、ガス、消火等] (屋外平面図、平面図、詳細図、系統図、機器リスト)
 - ・空気調和設備図 [空調、換気、排煙、自動制御等] (平面図、詳細図、系統図、機器リスト)
 - (i) 昇降機設備設計図

- ・配置見取り図・機械室詳細図・かご詳細図・シャフト縦断面図・各部詳細図
- · 各階平面図 · 機器詳細図
- (j) 消防設備計画書
- (k) その他必要な図面
 - ・BELS (ZEB Ready以上) 申請関連資料
- c 設計計算書
 - (a) 構造計算書
 - (b) 電気設備設計計算書
 - (c) 照明、音響設計計算書
 - (d) 機械設備設計計算書
 - ・空気調和設備設計計算書・給排水衛生ガス設備設計計算書
 - (e) 昇降機設備設計計算書
- d 工事費内訳書
 - (a) 建築
 - (b) 外構
 - (c) 電気設備
 - (d) 機械設備
 - (e) 昇降機設備
- e 各種申請書類等図書
- f 積算数量算出書、数量調書
- g 各種技術書
 - ・雨水排水流量計算書・省エネ計算書・LCC計算書・LCCO₂計算書等
- h 設計説明書等
 - ・ユニバーサルデザイン説明書・環境対策説明書・リサイクル計画書・法的検討書
 - ・室内空気中化学物質の抑制措置検討書・その他提案内容により必要となる説明書等
- i 各記録書
- j 備品リストおよびカタログ
- k 模型 (1/400から1/500、A1版程度)
- 1 鳥瞰図・透視図
 - (a) 鳥瞰
 - (b) センター外観、およびエントランス外観
 - (c) 内観<u>(玄関・展示交流ゾーン、2-11金属分析前処理室、研修室、オープンサロン)</u>発 達障害ユニット、強度行動障害ユニット、自立支援ユニットの個室を天井から見下るした図
 - (d) 内観

(4) 着工前業務

○設計時

- ・選定事業者は、設計着手前に設計に関する工程表を県に提出し、確認を受ける。
- ・選定事業者は、基本設計完了時に事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受ける。
- ・選定事業者は、実施設計完了時に事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受ける。
- ・選定事業者は、設計が年度にまたがる場合は、年度末の出来形について確認を受ける。
- ・設計の状況について、選定事業者は県の求めに応じて随時報告を行う。

○工事施工時

- ・選定事業者は、建設工事着手前に、工程表及び施工計画書を県に提出し、確認を受ける。
- ・選定事業者は、建設工事の進抄状況及び施工状況等について県に報告し、県の求めに応 じて説明を行うものとする。また、県は事前の通知なしに建設工事に立ち会うことがで きる。
- ・選定事業者は、施工に関する検査又は試験の実施について事前に県へ通知するものとする。

県はこれらに立ち会うことが出来る。

・選定事業者は、施工期間中、県の求めに応じ中間確認を受ける。

○毎年度末

・選定事業者は、事業期間の毎年度末に、各業務の執行状況について出来形の確認を受ける。この際、選定事業者は、施工記録を用意する。

(ケ) 事業提案の違反に対する措置

・選定事業者は、事業提案どおりに実施しなければならないが、事業提案に反した場合、 県は選定事業者に対し一定のペナルティ(違約金など)の措置を行う。 具体的な内容は、事業契約書で定める。